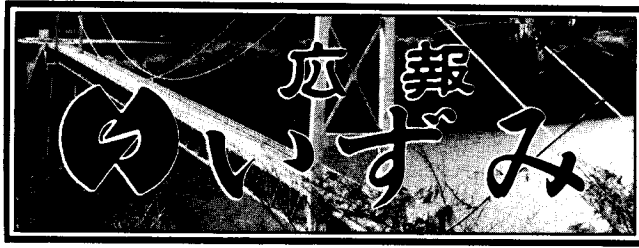


1979 (毎月1回発行)

11月号

(村の面積)  
332.60km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和54年10月1日現在)

村の人口	
総人口	1,687人
男	858人
女	829人
出生	1人
死亡	4人
転入	2人
転出	14人
世帯数	512世帯



《二・二キロ》

一般女子		
優勝	藤田 恵子 (上大納)	10分46秒
中学女子		
優勝	大島 千賀子 (朝日中)	8分30秒
次勝	安野 はるみ (大納中)	8分53秒
三位	谷 晴美 (朝日中)	9分01秒

《一・一キロ》

小学男子		
優勝	丹 桂 吾 (大納小)	3分01秒
次勝	村下 充則 ( " )	3分01秒
三位	原田 太郎 ( " )	3分07秒
小学女子		
優勝	稻郷 暢 恵 (朝日小)	3分21秒
次勝	曾根 文子 (大納小)	3分31秒
三位	加賀 友子 ( " )	3分32秒

《五・五キロ》

一般男子 (30歳以下)		
優勝	石塚 孝行 (川合)	18分58秒
次勝	菅野 敏 (中竜)	20分13秒

《三・三キロ》

一般男子 (30歳代)		
優勝	古川 涉 (川合)	13分19秒
次勝	島田 昭信 (貝皿)	13分32秒
一般男子 (40歳代)		
優勝	塚本 慎一 (中竜)	12分36秒
次勝	河口 慶治 (上大納)	14分35秒
一般男子 (50歳以上)		
優勝	畑口 栄治 (貝皿)	13分30秒
中学男子		
優勝	三村 悟 (大納中)	11分35秒
次勝	松田 勝人 ( " )	11分47秒

《投票の状況》

内訳 男女別 年次別	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
今(54年10月)回	619	613	1,232	547	534	1,081	72	79	151	88.37%	87.11%	87.74%
前(51年12月)回	685	678	1,363	619	606	1,225	66	72	138	90.37%	89.38%	89.88%
前々(47年12月)回	784	746	1,530	630	570	1,200	154	176	330	80.36%	76.41%	78.43%

第三十五回衆議院議員総選挙は、去る十月七日午前七時から村内五投票所において、一斉に清き一票が投じられた。また、開票は午後八時から和泉村中央公民館において行われ、午後九時四十五分には各候補者の得票数が確定した結果は次のとおりです。

衆議院議員総選挙結果  
投票率前回下廻る八七・七四%

《開票結果》

(得票数順)

候補者名	得票数	%
福田 一	594	55.20
たばた 政一郎	349	32.44
よこて 文雄	59	5.48
平泉 渉	39	3.62
マキノ 隆守	22	2.05
元山 章一郎	13	1.21
計	1,076	100000
投票者数	1,081	有効投票 1,076 無効投票 5



あいまいな金取引の  
誘いにご注意を!!

最近、金の「延べ取引」「現物条件付売買」「予約販売等」と称して、お客から代金の一定割合を保証金、予約金として受け取って行う売買取引が増加しております。

これらの取引は、数ヶ月後に現物の受け渡しをすることを定めていますが、その期日が到来するまでの間に保証金の積み増しを請求されるなど意味のわかりにくい特別の条件が課されていることが多く

分ご注意ください。金を購入したい人は、うまいもつけ話しにとびつかず信頼できる販売業者から購入することをすすめます。

第二回小中学校児童生徒による  
交通安全ポスター入選作品決まる

和泉村交通安全協会

交通安全協会では、七月二十日から九月十七日までの間小中学校児童生徒より交通安全ポスターの募集を行い、その審査会を十月十八日に開き次の各賞を決定し表彰しました。

★小学校三・四年の部

◎金賞(一名)

吉村 亮(大納)

◎銀賞(二名)

寒田 麻稚(大納)

山田 容子(大納)

◎銅賞(三名)

井上 忍(大納)

菅野 ゆかり(大納)

長谷部 雄二(大納)

★小学校五・六年の部

◎金賞(一名)

加賀 友子(大納)

◎銀賞(二名)

原田 太郎(大納)

小森 雅丈(大納)

◎銅賞(三名)

青野 力夫(大納)

竹中 理香(大納)

福末 真弓(大納)

★中学校の部

◎金賞(一名)

土谷 正英(大納)

◎銀賞(二名)

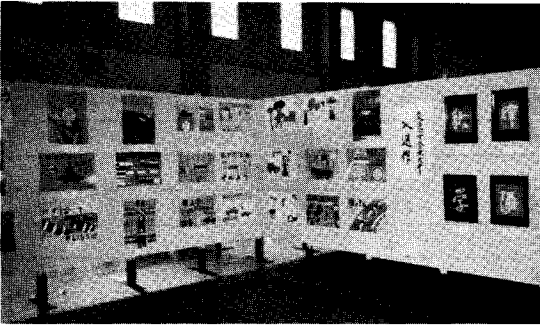
大谷 竜也(大納)

西野 耕二(大納)

◎銅賞(二名)

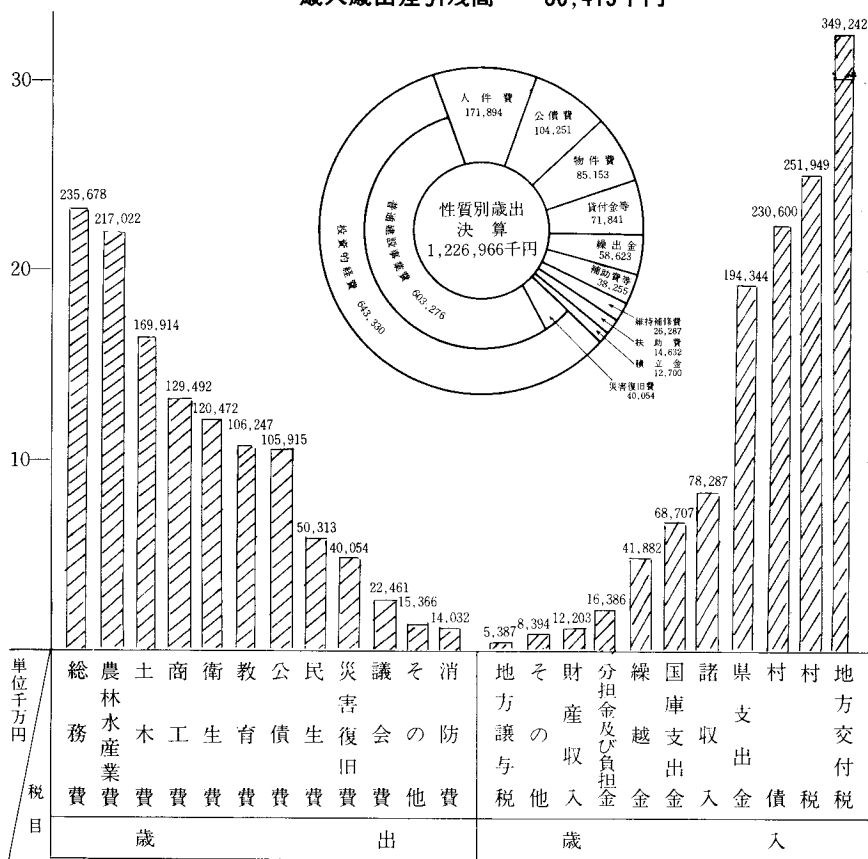
長岡 友昭(大納)

金子 恵美(大納)



昭和53年度一般会計決算状況

歳入決算額 1,257,381千円
歳出決算額 1,226,966千円
歳入歳出差引残高 30,415千円



財政事情の公表

和泉村財政事情の作成及び公表に関する条例の定めるところにより村の財政事情を公表します。
今回は、昭和五十三年度決算と、昭和五十四年度上半期の財政運営状況について、そのあらましを説明します。
この財政事情は村民の皆さんに村財政の現況をお知らせ

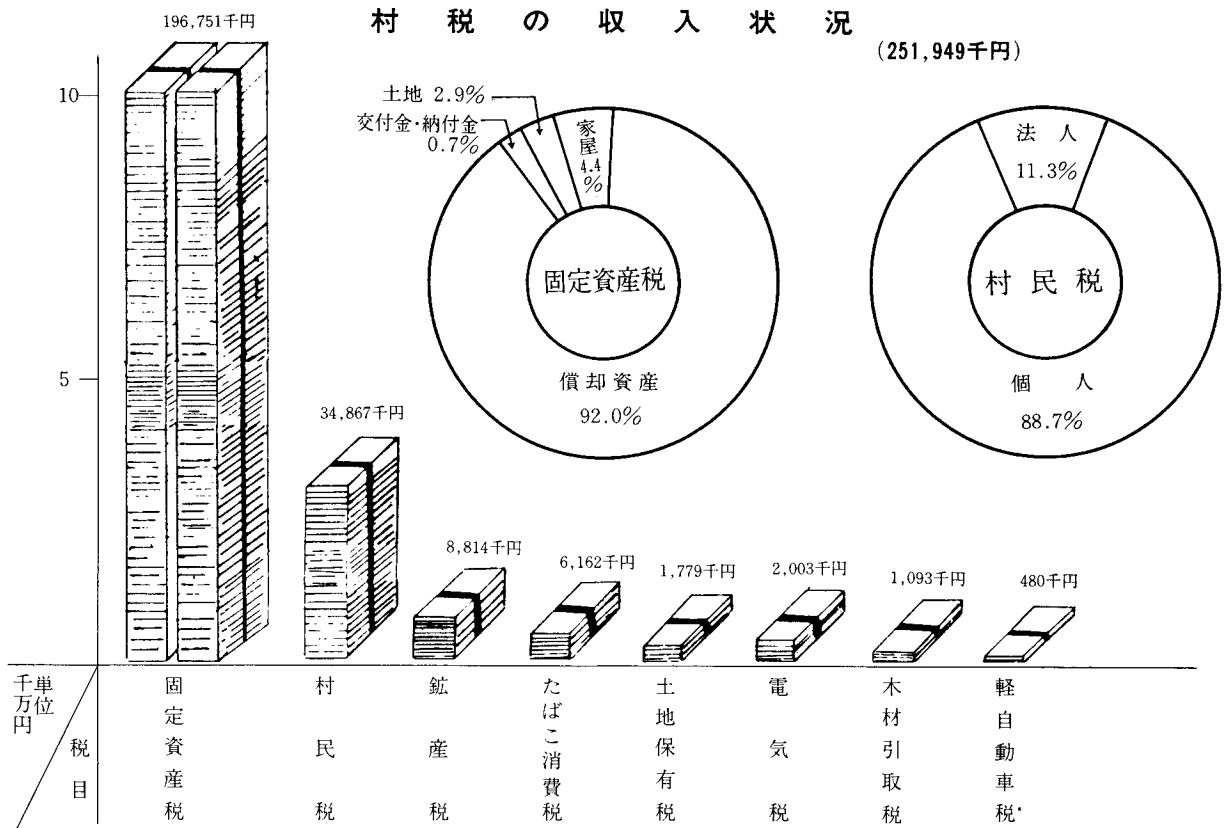
和泉村長 加藤良雄

し、その実態と村政の動きを充分認識していただくものであります。
今後とも、村勢発展のため一層のご協力をお願いします。
昭和五十四年十一月一日

昭和53年度和泉村会計別決算総括表

(単位：円)

Table with 6 columns: 会計名, 区分, 予算額, 決算額, 予算額に対する決算額の比較増減額, 予算額に対する決算額の比率(%). Rows include '一般会計', '簡易水道事業特別会計', '国民健康保険事業特別会計', '診療所事業特別会計', '農業共済事業特別会計', and '村営スキー場事業特別会計'.



既往各年度の歳入歳出比較表

一般会計 (単位 千円)

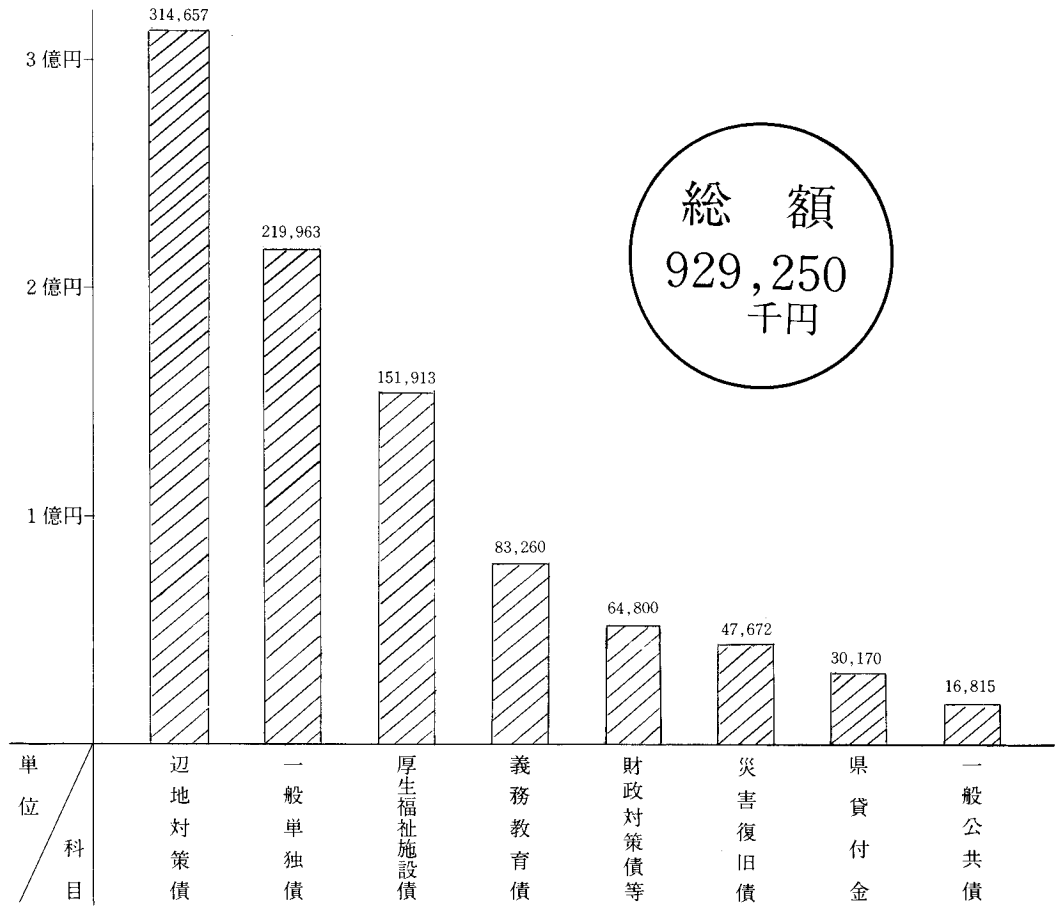
年 度	子 算 額 (A)	歳 入 (B)											
		一 般 財 源				税 外 収 入				計			
		税 収 入		地 方 交 付 税		地 方 債		国(県)支 出 金		そ の 他		金 額	B/A
		金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%		
49	760,462	265,089	34.7	128,166	16.8	114,200	14.9	117,624	15.4	139,276	18.2	764,354	100.5
50	948,766	288,226	30.1	170,015	17.7	138,400	14.4	210,118	22.0	151,526	15.8	958,285	101.0
51	794,866	265,100	32.6	173,313	21.3	132,000	16.3	137,601	16.9	105,034	12.9	813,048	102.3
52	1,063,372	257,006	24.3	262,048	24.8	144,700	13.7	273,477	25.9	119,121	11.3	1,056,352	99.3
53	1,259,667	251,949	20.1	349,242	27.8	230,600	18.3	262,818	20.9	162,772	12.9	1,257,381	99.8

年 度	子 算 額 (A)	歳 出 (C)								歳入歳出差引
		経 常 費		臨 時 費		計				
		金 額	%	金 額	%	金 額	C/A			
49	760,462	264,532	35.9	470,411	64.1	734,943	96.6	29,411		
50	948,766	310,822	33.7	612,573	66.3	923,395	97.3	34,890		
51	794,866	319,658	41.3	454,966	58.7	774,624	97.2	38,424		
52	1,063,372	646,081	63.7	368,389	36.3	1,014,470	95.4	41,882		
53	1,259,667	826,706	67.4	400,260	32.6	1,226,966	97.4	30,415		

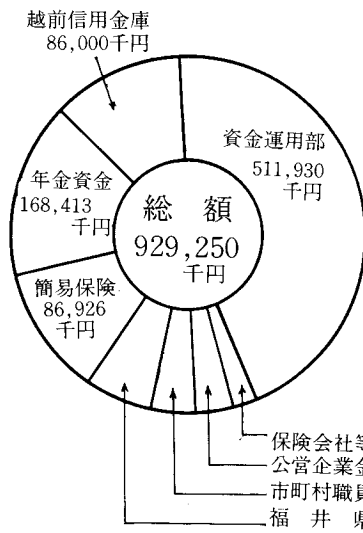
## ◁昭和53年度における事業の内訳▷

区 分	事 業 名	金 額	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
総 務 費	住宅資金貸付事業	12,700					12,700
	村有林造林事業	6,133					6,133
	蛇鏡遊歩道開設事業	10,650		5,325		5,300	25
	集いの森造成事業	4,540		2,270			2,270
	スキー場造成事業	4,983		2,492			2,491
	セントラルヒュッテ建設事業	28,717		14,005	10,000		4,712
	戸籍塗抹再製事業	1,679					1,679
	朝日地区テレビ改良事業補助	1,866					1,866
衛 生 費	清掃センター建設事業	106,303	18,575	4,643	78,500		4,585
農林水産業費	小規模土地改良事業	33,150	16,574	6,627		6,635	3,314
	池島用水路改良事業	17,181	8,590	3,436			5,155
	農業近代化施設整備事業	11,783	7,366	1,472	2,900		45
	農業施設改良事業	15,150		1,650			13,500
	林道開設改良事業	54,989		32,969	7,600	8,838	5,582
	林業構造改善事業	47,119		36,294			10,825
	おうれん栽培事業	8,030		4,515			3,515
	淡水漁放流事業	2,000					2,000
商 工 費	商工鉱業振興資金貸付事業	70,000				70,000	
	金属鉱業緊急融資基金出資金	1,791					1,791
	国民休養地整備事業	35,851					35,851
	穴馬総社前広場整備事業	1,475					1,475
	遊歩道整備事業	7,289			3,200		4,089
土 木 費	道路新設改良事業	69,202	13,566		52,700		2,936
	橋りょう新設改良事業	25,594	12,800		12,500		294
	河川改良事業	40,589			40,000		589
	道路維持事業	39,624					39,624
	危険住宅移転事業	2,268	1,133	566			569
	県道改良事業負担金	5,249					5,249
教 育 費	教職員住宅購入事業	3,869					3,869
	大納小体育館床貼替事業	5,252					5,252
	大納幼稚園改修事業	1,520					1,520
	黒谷グラウンド整備事業	16,379	2,529		13,800		50
災害復旧費	林道災害復旧事業	32,418	29,617		1,900		901
	河川災害復旧事業	7,636	4,997		2,200		439
諸支出金	土地購入事業	15,070					15,070

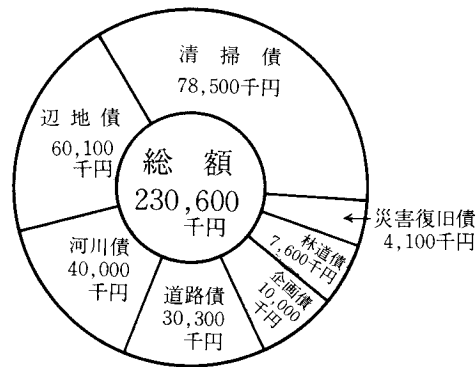
昭和53年度末地方債現在高の状況



昭和53年度末借入先別現在高



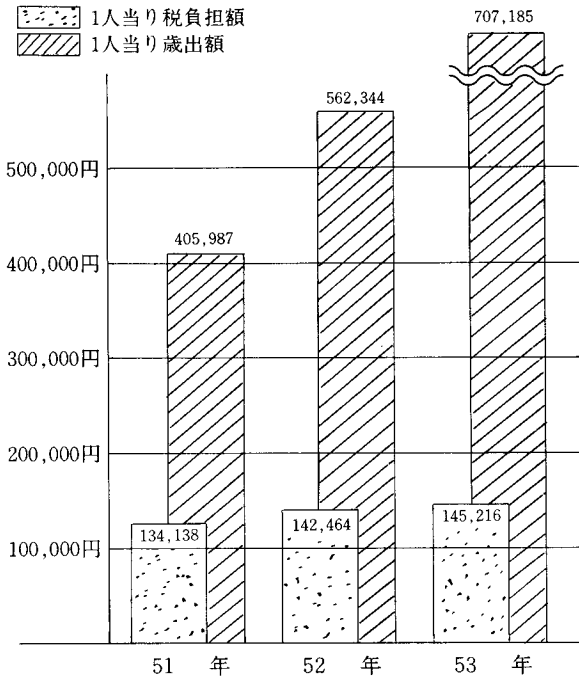
昭和53年度借入債の事業別内訳










特別会計の昭和53年度末現在高

特別会計名	金額
簡易水道事業	28,655千円
村営スキー場事業	90,148千円

### ◀村民1人当り税負担額と歳出額の年度別比較▶




1世帯当り  (522世帯)	村税負担額	1人当り  (1,735人)
66,795円	村民税	20,096円
376,918	固定資産税	113,401
920	軽自動車税	277
11,804	たばこ消費税	3,552
3,837	電気税	1,155
16,885	鉱産税	5,080
2,094	木材引取税	630
3,408	特別土地保有税	1,025
<b>482,661</b>	計	<b>145,216</b>

建物延べ 18,663.45㎡ 宅地 15,337.06㎡ 	山林 11,479,875.00㎡ その他 55,695.97㎡	有価証券 980千円 
<b>公有財産の状況</b> 昭和54年3月31日現在		
<b>基金</b> 財政調整基金 96,316,060円 土地基金 13,000,000円 国民年金印紙購入基金 200,000円 住宅資金貸付基金 18,700,000円 災害救助資金 297,324円 	出資金 6,062千円 	自動車 8台 ダンプトラック 1台 マイクロバス 1台 除雪機械 4台 ペイローダ 1台 

### 昭和53年度 特別会計決算の 状況


**簡易水道事業**

歳入 7,113,844円  
 歳出 7,013,303円  
 歳入歳出差引 100,541円  
 給水世帯 295世帯  
 給水人口 955人



**農業共済事業**

歳入 5,641,916円  
 歳出 5,535,859円  
 歳入歳出差引 106,057円  
 引受戸数 87戸  
 引受面積 1,934 a  
 引受数量 42,378kg




**国民健康保険事業**

歳入 40,977,419円  
 歳出 38,111,737円  
 歳入歳出差引 2,865,682円  
 被保険者数 351人  
 1人当り保険税 20,279円  
 1人当り療養費 97,892円


**診療所事業**

歳入 21,825,436円  
 歳出 20,819,133円  
 歳入歳出差引 1,006,303円  
 病床 一般6床、伝染病12床  
 診療所数 一般1、歯科1



**村営スキー場事業**

歳入 43,440,692円  
 歳出 43,401,532円  
 歳入歳出差引 39,160円  
 リフト 3基  
 利用者 46,245人



### ◀昭和54年度上半期の財政運営状況▶

#### ＜歳 入＞

(単位：千円)

区 分	当初予算	補正額	現計予算	収入済額	収入率
村 税	271,421	—	271,421	133,992	49.4
地 方 譲 与 税	5,500	—	5,500	1,879	34.2
自動車取得税交付金	5,500	—	5,500	2,741	49.8
地 方 交 付 税	265,000	27,490	292,490	221,878	75.9
交通安全対策特別交付金	10	—	10	—	—
分担金及び負担金	988	—	988	289	29.3
使用料及び手数料	1,962	—	1,962	1,077	54.9
国 庫 支 出 金	45,838	3,060	48,898	6,360	13.0
県 支 出 金	146,293	22,553	168,846	1,290	0.8
財 産 収 入	10,818	—	10,818	2,086	19.3
寄 付 金	10	—	10	—	—
繰 入 金	30,000	5,500	35,500	—	—
繰 越 金	20,000	10,415	30,415	30,415	100.0
諸 収 入	24,465	—	24,465	918	3.8
村 債	137,600	4,700	142,300	—	—
計	<b>965,405</b>	<b>73,718</b>	<b>1,039,123</b>	<b>402,925</b>	<b>38.8</b>

#### ＜歳 出＞

(単位：千円)

区 分	当初予算	補正額	現計予算	支出済額	支出率
議 会 費	22,697	—	22,697	10,600	46.7
総 務 費	272,530	32,504	305,034	110,963	36.4
民 生 費	53,023	1,894	54,917	22,241	40.5
衛 生 費	20,022	6,399	26,421	8,707	33.0
労 働 費	416	866	1,282	40	3.1
農 林 水 産 業 費	155,229	18,603	173,832	54,595	31.4
商 工 費	72,520	3,479	75,999	27,627	36.4
土 木 費	132,185	9,260	141,445	71,403	50.5
消 防 費	22,040	△ 1,555	20,485	14,138	69.0
教 育 費	89,493	3,189	92,682	41,428	44.7
災 害 復 旧 費	20	—	20	—	—
分 債 費	120,577	—	120,577	57,288	47.5
諸 支 出 金	10	—	10	—	—
予 備 費	4,643	△ 921	3,722	—	—
計	<b>965,405</b>	<b>73,718</b>	<b>1,039,123</b>	<b>419,030</b>	<b>40.3</b>



# 世帯更生資金をご存知ですか

この資金は、低所得世帯と身体障害者世帯に対し、生業や内職、住宅の増築、改築、病氣、修学、災害の復旧等に必要な資金や、世帯の暮らしを守り自立更生を助けるための貸付金です。この貸付金の特徴は、単に金銭を貸し付けるだけでなく、借り受け世帯が真に自立更生できるよう、居住地の民生委員が援助指導するようになっていきます。

（世帯更生資金を利用できる世帯）

## 一、低所得世帯

世帯全員の収入合計が左記の世帯です（二ヶ月の総収入）。

世帯別	福井市内地 2級地	福井市以外 3級地
標準4人世帯	202,000円	179,000円
母子3人世帯	159,000円	141,000円
老人2人世帯	125,000円	109,000円
老人単身世帯	91,000円	79,000円

④ 身障者世帯はこの基準の2倍

## 二、身体障害者世帯

身障手帳を持つている身体障害者の属する世帯です。なお、次の場合は、原則として世帯の収入を問わないことになっていきます。ただし、余り収入が多い世帯は対象外です

☆生活資金を利用する場合（但し、身障資金技能習得費との重複貸付の場合）

☆住宅資金を利用して、身障者の日常生活の便宜を図るために増改築する場合

三、その他

☆生活保護を受給している世帯

世帯に自己収入があるか、又将来収入が見込まれる場合事前に福祉事務所長の意見を聞いて借りることが出来ます但し、生活資金と療養資金は対象になりません。

☆母子、寡婦世帯は、母子、寡婦資金が優先します。

☆貸付対象世帯は、いずれの場合も「資金の貸付と必要な援助指導を受けること」

よって自立更生でき、他から融資を受けることが困難な世帯」ということが前提条件です。

資金の種類と貸付金額、貸付条件

☆利子は年三％です。据置期間中及び修学資金は無利子です。

☆内訳は左記のとおりです。資金借入れの手続き

借入れを希望される方は、最寄りの担当民生委員が社会福祉協議会にご相談下さい。

### 資金の種類と貸付金額・貸付条件

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	
更生資金	生業費	120万円以内	1年以内	7年以内
	支度費	5万5千円以内	6ヶ月以内	6年以内
	技能習得費	月額1万円以内(3年以内)	習得後6ヶ月以内	"
住宅資金	75万円以内	6ヶ月以内	"	
療養資金	20万円以内	"	5年以内	

● 利子は年三％です。  
● 重複貸付ができる場合もあります。

## 勤めをやめたら国民年金へ加入を

勤め人が、六十歳になる前に会社や役所などを退職したら、その翌日に、国民年金への加入手続きをしましょう。

その手続きは、ご本人が印鑑と年金手帳を持って、住民課（年金係）へ出向けば簡単に済みます。（赤い年金手帳を持たない人は、昨日まで加入していた年金の被保険者証を持参してください。）

この手続きをすると、今まで加入していた年金と、国民年金との被保険者期間が自動的につながりますから、老後になって多額の年金が受けられます。

もし、この手続きを怠ると年金を受ける資格期間を満たしていない人の場合は、掛けた保険料が掛け捨てになってしまい、一生後悔することになります。また、たとえ資格期間を満たしている人でも、

少ない年金しか受けられませんが、老後の生活設計を大切にするためにも、ぜひ、この国民年金加入の手続きをしましょう。

### おわび

先月号の「心のふる里大会」の記事の中で、八十歳以上の次の方々が記載もれになっていましたので、おわびいたします。

住所	氏名	年齢
板倉	林 治三郎	88歳
"	奥村 穂	81歳
"	森尾 守	81歳
下大納	松田 ゆみ	81歳
上大納	松田喜佐道	85歳
"	谷口 市松	83歳
"	朝日 つた	81歳
"	番屋 イカ	80歳
下山	村下 まつ	90歳
"	谷 こま	88歳
"	東 かね	86歳
"	谷 はつ	83歳
"	西 はる	81歳

## 秋の火災予防運動実施

十一月二十六日～十二月二日

これくらいと思う油断を火が狙う!

# 一般の部電源開発 中学の部大納中A に栄冠!!

## 第八回和泉駅伝競走

十月二十七日、恒例の第八回和泉駅伝競走が開催され、昨年を上回る一般四、中学十計十四チームが(上大納朝日-後野朝日)五区間、約十七キロに熱戦を展開しました。成績は次のとおりです。

(一般の部)		
優勝	電源開発	62分43秒
次勝	壮友会	62分58秒
三位	陸友会	66分41秒
(中学の部)		
優勝	大納中A	60分13秒
次勝	大納中B	61分47秒
三位	朝日中A	62分08秒

(一般の部)		
1区間	立蔵富治男(電源)	9分54秒
2区間	中村卓夫(〃)	10分51秒
3区間	畑口栄治(壮友会)	14分30秒
4区間	石塚孝行(電源)	12分31秒
5区間	道願武次郎(壮友)	11分57秒
(中学の部)		
1区間	吉田忠一(大納A)	9分44秒
2区間	浦田昌也(〃)	10分35秒
3区間	林勝則(〃)	13分37秒
4区間	深谷雅彦(朝日中)	13分26秒
5区間	三村悟(大納A)	13分26秒
5区間	長岡友昭(〃)	12分51秒

# 年末調整

十二月は、サラリーマンが

月々の給料やボーナスから源泉徴収された税金と、一年間の給与総額に対する税金との差額を精算する年末調整の月です。この年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代る大切な手続で、大部分のサラリーマンは、この年末調整によってその年の納税が完了します。

そこで、次に該当する人は年末調整のとき、所得や税金からの控除などに関係があります。

そこで、次に該当する人は年末調整のとき、所得や税金からの控除などに関係があります。

## 短歌・俳句の募集について

毎月発行されています「広報いずみ」紙の一角に、和泉俳・歌壇コーナーを設けます。これは「広報いずみ」に対する親しみと、紙面の尚一層の充実をはかることを目的としており、昭和五十五年一月号より掲載を予定しておりますので、ふるって応募下さいますようお願いいたします。

応募要領は次のとおり。

- ① 切 毎月二十日必着(直接持参、郵送可)
- ② 申込 住所・氏名・題名、歌を書いて和泉村役場総務課(広報担当)へ申込(用紙自由)
- ③ 題名 自由
- ④ 調整 編集委員会において調整し、毎月二・三点を掲載いたします。
- ⑤ その他 応募されたものは

## 農地を転用する場合は 農業委員会の許可を!!

農地(田・畑)等を買売し、地目を変更する場合には、農業委員会および県知事の許可が必要なのは、すでに御存知のことと思います。

ややもすると許可を受けないうで農地に植林したり、宅地に変えたりする方が時々見受けられますが、必ず許可を受けてから、農地転用をして下さい。

また部落内で農用地区域に指定されている農地については、許可制限がありますので

- ▼死亡
- 下山 島田五三郎 七九歳
  - 下山 山口 七五歳
  - 伊月 高崎 はつ 九〇歳
  - 貝皿 洞口 健司 〇歳

## 人のうごき

▼赤ちゃん誕生

- 貝皿 洞口健司 一夫二男

原則としてお返しいたしません。(役場にて保管)

一月号掲載に係る申込期限は、十二月二十日です。

